

★一局複数会制の  
早期実現をはかる  
★税理士会の  
正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

発行所  
第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3  
郵便番号113 公認会計士会館ビル  
電話(816) 3346  
発行人 岡崎寿士(1部 100円)  
編集人 岡田一馬(年額 1,000円)  
会員の購読料は会費に含む

## 目次

一頁…東京税理士会役員選挙関係ニュース  
二頁…歴史考察、税務質疑応答、税の歴史から(27)

# 浅井新平氏、東京税理士会副会長選挙立候補辞退

理事選熱戦、五月十日(火)

投票日には、是非支  
部投票所にお出かけ  
の上、ご投票下さい。



浅井 新平氏

## 主張 浅井新平氏の立候補辞退と 目黒支部の理事選について

別項のよう、浅井新平氏が候補者として板倉孝典氏が立候補しているので、第一税理士協議会として最適任者である。東京税理士会副会長選への立候補として奮闘中であり、第一税理士協議会としても、共に東京税理士会における正常化運動に長年尽力してきた同志として強力に推薦することを四月二十一日の役員会において決定しました。引続き御支援下さいますよう、併せてお願い申し上げます。

昭和58年4月15日

## 立候補辞退の御挨拶

謹啓

陽春の候 先生にはいよいよご清祥の御事とお喜

び申し上げます

さて 不肖私は今回の東京税理士会役員選挙に当たり四月十一日公示と同時に副会長に立候補致しました

しかし諸般の事情が重なりましたので同志の意見を斟酌し 立候補辞退の決意を固めました

私をご推薦ご支援下さつて頂いております先生には誠に申し訳なく存じますが四月十五日に至り 選管に辞退届を提出した次第であります

何卒ご寛容下さいますようお願いいたします

今後はいつそう自己研鑽を積みまして熱意と誠意とをもつて 東京税理士会の発展のために微力を尽くす所存でございますので 何卒倍旧のご指導ご鞭撻の程を御願い申し上げます

末筆ながら先生の益々のご健勝ご発展の程をお祈り申し上げます

先ずは右とり急ぎ御挨拶まで申し上げます 謹言

UCHIDA  
ウチダは、設計室を  
トータルで提供します。



## ウチダ 設計製図用家具(D.T.S.)、新発売

設計業務の効率を高め、創造的な思考空間をつくります。

ウチダはこのたび、設計室を構成する家具を、トータルシステム(D.T.S.)として新発売しました。人間尊重という従来からのコンセプトに、作業・収納スペースの確保といった現在の視点を加え、細部にいたるまで見直しを加えました。製図用デスク、製図台、チェア、そして製図用ワゴンやマップキャビネットシリーズなど。設計製図作業における人間の動きを徹底的に解析するとともに、設計室のもの資料・図面の多種多様さという特殊性も考慮。動きやすく、しかも保管能力の完備した設計室をつくりあげます。

Design & Drawing  
Total System

株式会社 内田洋行

事務機器事業部宣伝課

〒104 東京都中央区新川2-4-7 ダイヤルイン 03(555)4281





# 昭和58年度の改正税法のあらまし

はじめに

昭和五十八年度の税制改正においては、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情に顧み、税負担の公平化、適正化を一層推進する観点から租税特別措置の整理合理化等を行う一方、中小企業の設備投資、住宅建設の促進等に資するための所要の措置を講ずるとともに、所得税および法人税関係についても所要の措置が講じられている。

これらの改正内容を盛りこんだところの改正法案は、国税関係で三法案あり、このうち、租税特別措置法の一部を改正する法律案および災害被災者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律案

## I 改正の基本的な考え方

わが国財政は、国、地方を通じてきわめて深刻な状況にある。財政事情の悪化は、国民生活に必要な公共サービスの確保という財政本来の機能に重大な支障をきたすおそれがある。

したがって、歳出歳入構造の見直しを通じて、このよきな危機的状況にある財政を一日も早く再建することは、まさに、緊要な国民的課題であると言わなければならぬ。

ところで、五八年度においては、

政府において歳出削減を中心とした予算編成を行うとの方針がどちらかでいること、五六年度に現行税制の枠内で徹底した見直しを行つてないことが、さうには、税制的基本に検討する環境が十分に整つてないことが、かんがみ、税制についての基本的な見直しは見送らざるを得ない。

この場合においても、税負担の公平化、適正化を一層推進する観

の一部を改正する法律案は、いすれも三月三日成立し、即日公布四月一日から施行されている。

また、電源開発促進税法の一部を改正する法律案は、五月二〇日に公布九月一日から施行することとされている。

このほか、これらの関係法令はもとより所得税施行令、法人税法施行令等の一部を改正する政令や関係省令の改正も行われ、いずれも三月三日公布、四月一日より施行されている。

そこで、五八年度の税制改正の特徴については、特定の政策目的に資するごく租税政策上の配慮がなければ税負担の公平等の見地から認め難いものであり、政

策目的の意義や政策効果の觀点から常に厳しい見直しを行う必要がある。また、その他一般的に課税標準や税率等について、経済情勢によることにより、適正な税負担を確保すべきである。

一方、所得税減税問題に関しては、総合的に検討した結果、五八年において所得税の見直しを行つたことは、財政状況等から見て見合せざるを得ないとの意見が大半である。

このように諸慮にかんがみ五八年においては、税負担の公平化、適正化を一層推進する観点から税制の厳しい見直しを行うことを基本とされたものである。

この場合においても、次のよきな措置が講じられたのである。

昭和五八年度の税制改正は、こ

のよきな改正の基本的な考え方によ

りして行われており、そのあらましは次のとおりである。

## II 改正のあらまし

昭和五八年度の税制改正は、こ

のよきな改正の基本的な考え方によ

りして行われており、そのあらましは次のとおりである。

昭和五八年度の税制改正は、こ

のよきな改正の基本的な考え方によ

(一頁から続く)  
 用機械等の特別償却 (措法12)  
 3、45の3  
 イ 特別償却割合を機械および  
装置にあっては(3分の2)から  
(3分の1)に、建物および附  
屬設備にあっては(3分の2)から  
(3分の1)にそれぞれ引  
き下げる。  
 ロ 適用対象となる資産の取得  
価額の最低限度を引き上げ  
る。

機械・装置 二〇万円→一四万円  
工場用建物 三〇万円→一九万円  
その他建物 七〇万円→一〇〇万円  
ハ 適用期限を昭和60年3月  
三日まで2年延長する。  
 ⑥ 中小企業構造改善計画を実施  
する商工組合等の構成員の機械  
等の割増償却 (措法13の2、45)  
 中小企業構造改善計画および  
織維工業構造改善計画に係る割  
増償却制度について、割増率を  
(3分の3)から(3分の2)に引き下  
げた上、中小企業構造改善計画  
に係る適用期限を昭和60年3月  
三日まで2年間、織維工業  
構造改善事業に係る適用期  
限を昭和59年3月三日まで  
1年、それぞれ延長されている。  
 ⑦ 障害者を雇用する場合の機械  
等の割増償却 (措法13、46)  
 イ 割増率を工場用建物等に  
亘り、機械および装置等にあ  
つては(3分の2)から(3分の1)  
に引き下げる。  
 ロ 適用期限を昭和60年3月  
三日まで2年延長する。  
 ⑧ 新築賃貸住宅等の割増償却  
 (措法14、47)  
 イ 割増率を耐用年数が四五年  
以上のものにあっては(3分  
の2)から(3分の1)に、耐用年  
数が四五年未満のものにあつ  
ては(3分の2)から(3分の1)の  
間に引き下げる。

⑨ 特定備蓄施設等の割増償却  
 (措法48)  
 イ 石油貯蔵施設を制度の適用  
度について、石油貯蔵施設を制  
度の適用

対象から除外  
 経過措置として、昭和五八  
年三月三日までに建設等の  
事業の用に供される石油貯蔵  
施設を昭和60年3月三  
日までの間に事業の用に供す  
るもの、五年間限り割増償  
却を適用する。この場合、昭  
和58年4月1日以後に取得  
等するものの割増率は(3分  
の2)とする。

ロ 石油ガス貯蔵施設に係る割  
増率を(3分の2)から(3  
分の1)に引き下げる。

⑩ 鉱業用坑道等の特別償却 (措  
法16、49)  
 イ 通気坑道または排水坑道に  
係る割増率を(3分の2)から(3  
分の1)に引き下げる。

⑪ 採掘場所の深部移動等に對  
処生産を維持するために敷  
設する減価償却資産に係る特  
別償却の対象範囲から機械お  
よび装置のうち(イ)ブースタ  
ー、(ロ)充てん機、(ハ)ケージを、  
また、車両および運搬具のう  
ち、(ニ)人車および(ハ)救急車を  
禁止  
 ハ 適用期限を五八年三月三  
日まで2年延長

⑫ の施設の特例 (措法16の2、51)  
 (1) 資本金一億円超 (購入物品の輸出(商社))  
 (2) 海外投資損失準備金(措法55)  
 (3) 使用済核燃料再処理事業法人  
 に係る償却を制度の対象から除  
 外  
 (4) 計画造林準備金(措法56の7)  
 (5) 積立限度額および累積限度  
 額の計算の基礎となる一ヶ月  
 タール当たりの金額を六八  
 千円から三万円に引き下げる  
 ロ 適用期限を昭和60年3月  
 三日まで2年延長

⑬ 電子計算機買戻損失準備金  
 (措法56の8)  
 イ 法定搬算率(三率)の廃止  
 ハ 適用期限を昭和60年3月  
 三日まで2年延長

⑭ 資本金一億円超 (購入物品の輸出(商社))  
 (1) 資本金一億円以下 (製造品の輸出(メーカー))  
 (2) 五億円以下の法人 (輸入品の輸入(商社))  
 (3) 一・二、三  
 (4) 一・四  
 (5) 一・六  
 (6) 一・七  
 (7) 一・八  
 (8) 一・九  
 (9) 一・十  
 (10) 一・十一  
 (11) 一・十二  
 (12) 一・十三  
 (13) 一・十四  
 (14) 一・十五  
 (15) 一・十六  
 (16) 一・十七  
 (17) 一・十八  
 (18) 一・十九  
 (19) 一・二十  
 (20) 一・二十一  
 (21) 一・二十二  
 (22) 一・二十三  
 (23) 一・二十四  
 (24) 一・二十五  
 (25) 一・二十六  
 (26) 一・二十七  
 (27) 一・二十八  
 (28) 一・二十九  
 (29) 一・三十  
 (30) 一・三十一  
 (31) 一・三十二  
 (32) 一・三十三  
 (33) 一・三十四  
 (34) 一・三十五  
 (35) 一・三十六  
 (36) 一・三十七  
 (37) 一・三十八  
 (38) 一・三十九  
 (39) 一・四十  
 (40) 一・四十一  
 (41) 一・四十二  
 (42) 一・四十三  
 (43) 一・四十四  
 (44) 一・四十五  
 (45) 一・四十六  
 (46) 一・四十七  
 (47) 一・四十八  
 (48) 一・四十九  
 (49) 一・五十  
 (50) 一・五十一  
 (51) 一・五十二  
 (52) 一・五十三  
 (53) 一・五十四  
 (54) 一・五十五  
 (55) 一・五十六  
 (56) 一・五十七  
 (57) 一・五十八  
 (58) 一・五十九  
 (59) 一・六十  
 (60) 一・六十  
 (61) 一・六十一  
 (62) 一・六十二  
 (63) 一・六十三  
 (64) 一・六四  
 (65) 一・六五  
 (66) 一・六六  
 (67) 一・六七  
 (68) 一・六八  
 (69) 一・六九  
 (70) 一・七十  
 (71) 一・七一  
 (72) 一・七二  
 (73) 一・七三  
 (74) 一・七四  
 (75) 一・七五  
 (76) 一・七六  
 (77) 一・七七  
 (78) 一・七八  
 (79) 一・七九  
 (80) 一・八十  
 (81) 一・八一  
 (82) 一・八二  
 (83) 一・八三  
 (84) 一・八四  
 (85) 一・八五  
 (86) 一・八六  
 (87) 一・八七  
 (88) 一・八八  
 (89) 一・八九  
 (90) 一・九〇  
 (91) 一・九一  
 (92) 一・九二  
 (93) 一・九三  
 (94) 一・九四  
 (95) 一・九五  
 (96) 一・九六  
 (97) 一・九七  
 (98) 一・九八  
 (99) 一・九九  
 (100) 一・一〇〇  
 (101) 一・一〇一  
 (102) 一・一〇二  
 (103) 一・一〇三  
 (104) 一・一〇四  
 (105) 一・一〇五  
 (106) 一・一〇六  
 (107) 一・一〇七  
 (108) 一・一〇八  
 (109) 一・一〇九  
 (110) 一・一〇一〇  
 (111) 一・一〇一〇  
 (112) 一・一〇一〇  
 (113) 一・一〇一〇  
 (114) 一・一〇一〇  
 (115) 一・一〇一〇  
 (116) 一・一〇一〇  
 (117) 一・一〇一〇  
 (118) 一・一〇一〇  
 (119) 一・一〇一〇  
 (120) 一・一〇一〇  
 (121) 一・一〇一〇  
 (122) 一・一〇一〇  
 (123) 一・一〇一〇  
 (124) 一・一〇一〇  
 (125) 一・一〇一〇  
 (126) 一・一〇一〇  
 (127) 一・一〇一〇  
 (128) 一・一〇一〇  
 (129) 一・一〇一〇  
 (130) 一・一〇一〇  
 (131) 一・一〇一〇  
 (132) 一・一〇一〇  
 (133) 一・一〇一〇  
 (134) 一・一〇一〇  
 (135) 一・一〇一〇  
 (136) 一・一〇一〇  
 (137) 一・一〇一〇  
 (138) 一・一〇一〇  
 (139) 一・一〇一〇  
 (140) 一・一〇一〇  
 (141) 一・一〇一〇  
 (142) 一・一〇一〇  
 (143) 一・一〇一〇  
 (144) 一・一〇一〇  
 (145) 一・一〇一〇  
 (146) 一・一〇一〇  
 (147) 一・一〇一〇  
 (148) 一・一〇一〇  
 (149) 一・一〇一〇  
 (150) 一・一〇一〇  
 (151) 一・一〇一〇  
 (152) 一・一〇一〇  
 (153) 一・一〇一〇  
 (154) 一・一〇一〇  
 (155) 一・一〇一〇  
 (156) 一・一〇一〇  
 (157) 一・一〇一〇  
 (158) 一・一〇一〇  
 (159) 一・一〇一〇  
 (160) 一・一〇一〇  
 (161) 一・一〇一〇  
 (162) 一・一〇一〇  
 (163) 一・一〇一〇  
 (164) 一・一〇一〇  
 (165) 一・一〇一〇  
 (166) 一・一〇一〇  
 (167) 一・一〇一〇  
 (168) 一・一〇一〇  
 (169) 一・一〇一〇  
 (170) 一・一〇一〇  
 (171) 一・一〇一〇  
 (172) 一・一〇一〇  
 (173) 一・一〇一〇  
 (174) 一・一〇一〇  
 (175) 一・一〇一〇  
 (176) 一・一〇一〇  
 (177) 一・一〇一〇  
 (178) 一・一〇一〇  
 (179) 一・一〇一〇  
 (180) 一・一〇一〇  
 (181) 一・一〇一〇  
 (182) 一・一〇一〇  
 (183) 一・一〇一〇  
 (184) 一・一〇一〇  
 (185) 一・一〇一〇  
 (186) 一・一〇一〇  
 (187) 一・一〇一〇  
 (188) 一・一〇一〇  
 (189) 一・一〇一〇  
 (190) 一・一〇一〇  
 (191) 一・一〇一〇  
 (192) 一・一〇一〇  
 (193) 一・一〇一〇  
 (194) 一・一〇一〇  
 (195) 一・一〇一〇  
 (196) 一・一〇一〇  
 (197) 一・一〇一〇  
 (198) 一・一〇一〇  
 (199) 一・一〇一〇  
 (200) 一・一〇一〇  
 (201) 一・一〇一〇  
 (202) 一・一〇一〇  
 (203) 一・一〇一〇  
 (204) 一・一〇一〇  
 (205) 一・一〇一〇  
 (206) 一・一〇一〇  
 (207) 一・一〇一〇  
 (208) 一・一〇一〇  
 (209) 一・一〇一〇  
 (210) 一・一〇一〇  
 (211) 一・一〇一〇  
 (212) 一・一〇一〇  
 (213) 一・一〇一〇  
 (214) 一・一〇一〇  
 (215) 一・一〇一〇  
 (216) 一・一〇一〇  
 (217) 一・一〇一〇  
 (218) 一・一〇一〇  
 (219) 一・一〇一〇  
 (220) 一・一〇一〇  
 (221) 一・一〇一〇  
 (222) 一・一〇一〇  
 (223) 一・一〇一〇  
 (224) 一・一〇一〇  
 (225) 一・一〇一〇  
 (226) 一・一〇一〇  
 (227) 一・一〇一〇  
 (228) 一・一〇一〇  
 (229) 一・一〇一〇  
 (230) 一・一〇一〇  
 (231) 一・一〇一〇  
 (232) 一・一〇一〇  
 (233) 一・一〇一〇  
 (234) 一・一〇一〇  
 (235) 一・一〇一〇  
 (236) 一・一〇一〇  
 (237) 一・一〇一〇  
 (238) 一・一〇一〇  
 (239) 一・一〇一〇  
 (240) 一・一〇一〇  
 (241) 一・一〇一〇  
 (242) 一・一〇一〇  
 (243) 一・一〇一〇  
 (244) 一・一〇一〇  
 (245) 一・一〇一〇  
 (246) 一・一〇一〇  
 (247) 一・一〇一〇  
 (248) 一・一〇一〇  
 (249) 一・一〇一〇  
 (250) 一・一〇一〇  
 (251) 一・一〇一〇  
 (252) 一・一〇一〇  
 (253) 一・一〇一〇  
 (254) 一・一〇一〇  
 (255) 一・一〇一〇  
 (256) 一・一〇一〇  
 (257) 一・一〇一〇  
 (258) 一・一〇一〇  
 (259) 一・一〇一〇  
 (260) 一・一〇一〇  
 (261) 一・一〇一〇  
 (262) 一・一〇一〇  
 (263) 一・一〇一〇  
 (264) 一・一〇一〇  
 (265) 一・一〇一〇  
 (266) 一・一〇一〇  
 (267) 一・一〇一〇  
 (268) 一・一〇一〇  
 (269) 一・一〇一〇  
 (270) 一・一〇一〇  
 (271) 一・一〇一〇  
 (272) 一・一〇一〇  
 (273) 一・一〇一〇  
 (274) 一・一〇一〇  
 (275) 一・一〇一〇  
 (276) 一・一〇一〇  
 (277) 一・一〇一〇  
 (278) 一・一〇一〇  
 (279) 一・一〇一〇  
 (280) 一・一〇一〇  
 (281) 一・一〇一〇  
 (282) 一・一〇一〇  
 (283) 一・一〇一〇  
 (284) 一・一〇一〇  
 (285) 一・一〇一〇  
 (286) 一・一〇一〇  
 (287) 一・一〇一〇  
 (288) 一・一〇一〇  
 (289) 一・一〇一〇  
 (290) 一・一〇一〇  
 (291) 一・一〇一〇  
 (292) 一・一〇一〇  
 (293) 一・一〇一〇  
 (294) 一・一〇一〇  
 (295) 一・一〇一〇  
 (296) 一・一〇一〇  
 (297) 一・一〇一〇  
 (298) 一・一〇一〇  
 (299) 一・一〇一〇  
 (300) 一・一〇一〇  
 (301) 一・一〇一〇  
 (302) 一・一〇一〇  
 (303) 一・一〇一〇  
 (304) 一・一〇一〇  
 (305) 一・一〇一〇  
 (306) 一・一〇一〇  
 (307) 一・一〇一〇  
 (308) 一・一〇一〇  
 (309) 一・一〇一〇  
 (310) 一・一〇一〇  
 (311) 一・一〇一〇  
 (312) 一・一〇一〇  
 (313) 一・一〇一〇  
 (314) 一・一〇一〇  
 (315) 一・一〇一〇  
 (316) 一・一〇一〇  
 (317) 一・一〇一〇  
 (318) 一・一〇一〇  
 (319) 一・一〇一〇  
 (320) 一・一〇一〇  
 (321) 一・一〇一〇  
 (322) 一・一〇一〇  
 (323) 一・一〇一〇  
 (324) 一・一〇一〇  
 (325) 一・一〇一〇  
 (326) 一・一〇一〇  
 (327) 一・一〇一〇  
 (328) 一・一〇一〇  
 (329) 一・一〇一〇  
 (330) 一・一〇一〇  
 (331) 一・一〇一〇  
 (332) 一・一〇一〇  
 (333) 一・一〇一〇  
 (334) 一・一〇一〇  
 (335) 一・一〇一〇  
 (336) 一・一〇一〇  
 (337) 一・一〇一〇  
 (338) 一・一〇一〇  
 (339) 一・一〇一〇  
 (340) 一・一〇一〇  
 (341) 一・一〇一〇  
 (342) 一・一〇一〇  
 (343) 一・一〇一〇  
 (344) 一・一〇一〇  
 (345) 一・一〇一〇  
 (346) 一・一〇一〇  
 (347) 一・一〇一〇  
 (348) 一・一〇一〇  
 (349) 一・一〇一〇  
 (350) 一・一〇一〇  
 (351) 一・一〇一〇  
 (352) 一・一〇一〇  
 (353) 一・一〇一〇  
 (354) 一・一〇一〇  
 (355) 一・一〇一〇  
 (356) 一・一〇一〇  
 (357) 一・一〇一〇  
 (358) 一・一〇一〇  
 (359) 一・一〇一〇  
 (360) 一・一〇一〇  
 (361) 一・一〇一〇  
 (362) 一・一〇一〇  
 (363) 一・一〇一〇  
 (364) 一・一〇一〇  
 (365) 一・一〇一〇  
 (366) 一・一〇一〇  
 (367) 一・一〇一〇  
 (368) 一・一〇一〇  
 (369) 一・一〇一〇  
 (370) 一・一〇一〇  
 (371) 一・一〇一〇  
 (372) 一・一〇一〇  
 (373) 一・一〇一〇  
 (374) 一・一〇一〇  
 (375) 一・一〇一〇  
 (376) 一・一〇一〇  
 (377) 一・一〇一〇  
 (378) 一・一〇一〇  
 (379) 一・一〇一〇  
 (380) 一・一〇一〇  
 (381) 一・一〇一〇  
 (382) 一・一〇一〇  
 (383) 一・一〇一〇  
 (384) 一・一〇一〇  
 (385) 一・一〇一〇  
 (386) 一・一〇一〇  
 (387) 一・一〇一〇  
 (388) 一・一〇一〇  
 (389) 一・一〇一〇  
 (390) 一・一〇一〇  
 (391) 一・一〇一〇  
 (392) 一・一〇一〇  
 (393) 一・一〇一〇  
 (394) 一・一〇一〇  
 (395) 一・一〇一〇  
 (396) 一・一〇一〇  
 (397) 一・一〇一〇  
 (398) 一・一〇一〇  
 (399) 一・一〇一〇  
 (400) 一・一〇一〇  
 (401) 一・一〇一〇  
 (402







# 第一税理士協議会 基本方針

第一税理士協議会は、税理士会に入会している公認会計士の団結を強化し、税理士業務と公認会計士業務の調和と発展を図るために、次の基本方針を樹て活動する。

## 1 税理士会における指導的立場の確立

わが国の税理士制度は、複雑な資格取得の態様のため、組織内部には利害関係が輻輳するいくつかのグループが存在している。

第一税理士協議会は、各グループの立場を認めながら、その協調を助長し以て税理士制度の円満なる発展を図るため、税理士会内部における指導的立場の確立に努力する。

## 3 自由加入の一局複数会制度の実現

強制加入制度の下における地域割一局複数会では、税理士会の正常化運営を益々困難にし、複数化の実行は期待できない。

第一税理士協議会は、税理士会の活性ある正常運営を図るため、自由加入制の一局複数会制度の実現を当面の目標として、法改正運動を継続する。

## 4 公認会計士の資格で税務業務が行えるための法改正運動の展開

公認会計士の資格で税務業務が行える制度の実現は公認会計士の当然の要求である。この制度の実現は自由加入の一局複数税理士会制度と矛盾するものではない。

第一税理士協議会は、税理士としての自由加入の一局複数会制の実現を期すると同時に、公認会計士として当然に税務業務を行える制度を獲得するため、法改正運動を強力に推進する。

## 2 公認会計士たる税理士の全国的組織の確立

通知公認会計士制度の廃止が決定している

今日、公認会計士たる税理士の税務業務推進のため、その全国的組織化の必要性は益々増大してきた。

第一税理士協議会は、近畿税務研究会、通知公認会計士会及び日本公認会計士協会と一致協力して、公認会計士たる税理士の全国的組織の確立に努力する。

〒543 大阪市天王寺区清水谷町16-21  
本社 06-761-5123 名古屋営業所 052-782-5310  
札幌営業所 011-854-3541 広島営業所 082-272-2265  
東京営業所 03-625-1359 福岡営業所 092-471-8655

なくてはならない存在になってきた  
キャラクター商品  
ユーリでは、これからもより充実して、いつまでも愛されるキャラクター商品の数々をみなさまにおとどけしてまいります。



# 第一税理士協議会事業計画

基本方針を実現するため次の事業を行なう。

担当部署	実施項目	実施細目	実施項目	実施細目
総務部	(1) 各支部との連絡に関する事項 (2) 各部との連絡調査に関する事項	正副会長会又は理事会の決定事項等の連絡をするため、随時理事・支部長会議を開催する。	組織部	(1) 支部組織を活用し会員の業務に密着する活動を促進する事項 (2) 支部組織拡充に関する事項 (3) 各支部との連絡調整に関する事項
厚生部	(1) 会員の福利厚生及び親睦に関し実施する事項 (2) 各支部との連絡調査に関する事項	会員親睦旅行会等の開催実施(費用の一部受益者負担)	広報部	(1) 機関紙(第一税協)を企画編集し刊行する事項 (2) 広報部速報を発行する事項 (3) 税理士制度及び税理士業務普及宣伝に関する事項
事業部	(1) 会員の資質の向上と会計事務所職員の税務業務に資するため会計、税務等に関する研修会ならびに時局に対処するため時事問題等の研修会を開催し実施する事項 (2) 各支部との連絡調査に関する事項	内容:会計全般、時事問題等 (1) 対象は会員とする。 (2) 研修会年2回以上実施。		(1) 必要な取材活動を行ない会員状況及び税理士会等の活動に関する情報を提供する。 (2) 会員の業務に関する資料を蒐集し提供する。 (3) 会員の声を掲載し会の向上に資する。 (4) 紙面を通じて会員相互の連絡と親睦を計り意見の交換を行なう。
専外部	(1) 業務の充実を図るため、関係官庁との接渉に関する件 (2) 日本公認会計士協会・通知公認会計士会・近畿税務研究会等との連絡調整に関する事項 (3) PR活動に関する事項 (4) 各支部との連絡調整に関する事項	関係官庁と積極的に接渉し業務推進を行なう。  三者合同の定例連絡会議を実施し意見の統一を図る。  税理士会正常化を図り租税制度及び税理士制度の発展ならびに税務行政の円滑なる運営に寄与するためPR文書を作成。		(1) 速報性重視の立場から、会員の業務に関する情報を速報として随时発行する。 (2) 内部決定事項に関する速報を随时発行する。  (1) 外部関係団体との接触を計り制度のPRを行なう。 (2) 日本公認会計士協会本・支部および通知公認会計士会、日本公認会計士政治連盟、近畿研等との諸団体の広報部と連絡調整し普及宣伝活動を行なう。

従来、瞬間接着剤で難しかった接着がスーパーSETで可能になった。

●瞬間接着剤の常識を超える「4つの威力」にご注目ください。

スーパー液付 瞬間強力接着剤

ボンドアロンアルファ® スーパーセット

新しいアイデアが生んだボンドアロンアルファ「スーパーSET」。シアノ系瞬間接着剤の本体と、専用硬化促進剤「スーパー液」がワンセットになりました。スーパー液の併用により、ボンドアロンアルファの接着領域はグーンと拡大。従来、瞬間接着剤では不可能だった用途、使い方でも接着可能となりました。より多目的に、より多用途にお使いいただけます。

NEW

超スピード接着

多孔質材の接着

盛り上げ接着

充てん接着



**BOND** コニシ株式会社

本社ボンド部 大阪市東区平野町2-10(平和ビル) 〒541 TEL 06(228)2970

東京支店 東京都中央区日本橋室町4-5(近ニビル) 〒103 TEL 03(245)6952

札幌営業所 / 札幌市中央区北四条東1丁目 〒060

仙台営業所 / 仙台市御町1-6-15(御町セントラルビル) 〒983

新潟営業所 / 新潟市平島1301(中野プラザ302) 〒950-21

静岡営業所 / 静岡市本通り8-46 〒420

名古屋支店 / 名古屋市西区菊井2-6-5 〒451

TEL 011(261)2521 金沢営業所 / 金沢市長土岸2-14-17 〒920

TEL 022(95)3178 高松営業所 / 高松市上福岡町704-1(池添ビル) 〒760

TEL 0252(31)5577 岡山営業所 / 岡山市幸町9-21(藤田ビル) 〒700

TEL 0542(55)5131 広島営業所 / 広島市西区上天満町3-14(渋谷ビル) 〒733

TEL 052(563)6171 福岡支店 / 福岡市南区清水3-24-19 〒815

TEL 0762(23)1565

TEL 0878(35)2020

TEL 0862(25)1061

TEL 082(294)8811

TEL 092(551)1761



岩村 譲一	市川 隆	磯崎 勝	石原 光夫	石井 操	飯沼 清夫	有賀 徳寿	浅見 孝	浅井 新平
中野区中野一一五六一五 電話(563)一六〇四五	国立市西一一二一三一〇 電話(573)三三三三〇	文京区小石川二三一五 電話(815)三四五一	千代田区九段北一九一五 朝日九段マニショント 電話(330)三三西八	足立区飯田橋二二一〇 電話(564)四六〇	足立区梅田七一五二 電話(886)八八二	台東区梅田四一四一 電話(873)七九八三	中野区上高田四一四一 電話(866)三三六六	目黒区中町二一二三一三 電話(711)八七四四
大川一郎	岡田一馬	岡崎寿士	大盛広吉	大堀雅三	太田昌一郎	遠藤平治	海老美与治	宇津木三郎
大田区池上六一九一八 電話(753)一六二七	墨田区立花一三一六 電話(622)一八九〇	中野区本町四一九一 電話(380)一五五二	足立区千住柳町三一五 電話(882)六二一五	電話(314)四三一五	電話(784)二八一	電話(803)二八一	港区六本木四一八一八 アロハビル五階 電話(404)〇八九一九	世田谷区桜一六一六 電話(459)七二〇九
倉田由次	窟寺長治郎	木村久弥	岸本勝次	川口菊夫	兼山金刀毬	加藤隆之	長田邦稻	小川敏市
足立区梅島一一九一五 電話(887)八四五	練馬区豊玉上二一三三 電話(993)五三三二	中央区日本橋人形町 電話(666)三〇〇三五	電話(832)二四六一七	電話(561)二五七五	電話(910)〇六六一四	電話(843)〇六六一四	港区新橋二六一三 電話(560)七三三四	台東区三ノ輪一八一 電話(873)七二六八
杉村明	新保太郎	進藤紀三	下田友吉	清水多四郎	島田百郎	佐々木秀明	三枝潮	斎藤久斎
新宿区住吉町一四一 電話(357)五四一四	新宿区西大久保二二九五 電話(109)五二三	電新宿区坂町一四三〇 電話(355)九四三〇二	電東京銀座一一〇一 電話(874)七三七五	電話(615)三九一八	電話(841)〇八二八	電話(842)一九一三 世田谷区豪徳寺一 五八一三	電話(753)七三三四 新宿区西大久保三一八 電話(100)六二一五	文京区向丘二二〇一八 木屋ビル二階 電話(813)六八三
玉家義雄	田中佐門	高橋栄吉	染谷孝太郎	千正清夫	島田百郎	住田光生	鈴木三男	諫佐市之丞
大田区久が原六一六一 電話(752)〇四七一	台東区柳橋一九二九 電話(666)一〇三〇九一四	渋谷区代々木三一五六 電話(370)二四七六	電葛飾区堀切五 電話(602)五〇五〇一	電荒川区日本橋茅場町一 共同ビル八〇三号室 電話(668)〇〇〇五	電中央区日本橋茅場町一 二 電話(802)〇〇三六六八	電電話(742)六六〇〇 中央区日本橋茅場町一 五 電話(802)〇〇三六六八	電大田区池上四二六一 西大久保三一八 電話(753)七三三四	墨田区横川二二一 電話(635)二二六八
松木正輝	原島康雄	橋本一雄	二村倍吉	永島徳造	中島育広	長坂利正	土橋栄夫	寺田秀一
荒川区西日暮里五 アルカサル・四 三〇二号・四 電話(805)三一〇九 三一六二三	江戸川区南小岩一 電話(673)三一六二三	葛飾区柴又一九一 電話(607)一一六六	港区西新橋一一八 童宝ビル六 電話(501)〇八二〇	電豊島区自白四一 二四一五 電話(955)〇二三五	電世田谷区玉川瀬田町五 一 電話(700)三三三一	電練馬区中村北四一 二四 電話(990)一三三一	電渋谷区本町六一四 一四 電話(377)三七一〇	墨田区横川二二一 電話(635)二二六八
和田新之助	若林恒雄	吉本興一	山本日出磨	山本敏郎	森山頼一	三輪三郎	宮崎敬之	丸山修司
文京区本郷二一 銀座大信ビル 電話(84)五八九五 三一〇九 一〇	中央区築地二一九一 郵通ビル 電話(542)六六三	千代田区神保町二 郵通ビル 電話(561)〇三七九	千代田区大手町二 一七一 大手町二一七 別館三階 電話(342)六六六六	電港区西新橋二 一 電話(433)五五二四	電杉並区清水二 一 五 電話(355)〇六〇一	電杉並高円寺南一 一 ハイネス中黒五〇 三九九一 電話(792)三九九一	電目黒区上目黒一 一 ハイネス中黒五〇 三九九一 電話(900)二三五五	北区赤羽西三一三 四一三 電話(900)二三五五

暑中お見舞申し上げます



可愛い君をふちどっちゃう♪



SAKURA 不透明油性  
ふちどり MARKER メタリック



●シルバーブルー ●シルバーレッド ●シルバーグリーン ●シルバーエロー  
●シルバーオレンジ ●シルバーブラウン ●シルバーパープル

¥300

ユニークな商品! 爆発的な人気! プレゼントに、メニューづくりに最適の筆記具です。サラリーマン・OL・子供連れの主婦など幅広く受けています。

1本で、2通りの書き味が楽しめるサクラメタリックマーカー。特殊インキを使った新しいタイプのマーカーです。紙などの吸収面に書くとカラフルなふちどり文字が。また、アクリルやガラスなどの非吸収面に書けばメタリック調の文字やイラストがワンタッチ。もちろん、何にでも書いて消えません。カラフルなふちどり文字と、メタリック調の文字。1本で2通りの文字が楽しめるペイントマーカーはサクラメタリックマーカーだけ。各色そろって1本300円。

SAKURA 株式会社 サクラクレパス





(二頁より続く)  
い会社が多い(債権者からの開示の要求も表だつては出せない経済的風土がある)。  
要するに、開示規制は形骸化し、満足な決算書類を作成しているかどうか疑念を持たれる状況が生じている(なお、昭和五十七年に行われた名古屋大学小規模会社研究会による名古屋地区の小規模株式会社および有限会社についての調査結果(商事法務九七三号四七貢)によれば、株主・社員にも貸借対照表を見せない会社がかなりの数にのぼっている)。

有限会社は、開示規制が全く存しないので、これに輪をかけた会社を認める基礎的な条件を充足しているとはいひ難い。これに対し、監査の充実と開示の充実の両面から改善をはかる必要がある。しかし、その場合、常に会社の負担を考慮し、最小のコストで最大の効果をあげるよう配慮する必要がある。

## V 監査の充実

外部会計専門家によるレビュー今回の法改正の主な対象である開鎖的な会社のうちでも大規模なもの(現行の商法特例法の「大会社」)に匹敵するものについては現行の商法および商法特例法による「大会社」に対する監査体制(複数・常勤監査役の強制、会計監査人監査の強制)を維持すべきである(もっとも、会社の状況によつては、常勤監査役の強制を排除してもよいケースがあるかもしれない)。これは、むしろ有限会社のうちの大規模なもの(かなり例外的な存在ではあるが)にも拡大すべきである。

また、すでに述べたとおり、公開株式会社たることを選択した会社については、当然に現行の「大会社」についての監査体制を強制すべきものである(これによって会計監査人監査のカバーする範囲は、現行以上に拡大する)。問題は、それ以外のわが国の株式会社・有限会社の大部分を含む中規模以下の開鎖的な会社の取扱いである。これらの会社における監査は形骸化しており、これが効果的に是正する方策を見出さなければならぬとする。

補充監査役は決定の職業名簿から専門家に依頼する方が通例であることは困難であるたゞえ、監査役は必ずしも会社とのバランスや制度としての実効性を考慮すると、専門家にいるというよりは、他の会社で監査の小規模会社への導入を促進することがある。

しかし、昭和四十九年と昭和五十六年の商法改正のいきつやそて、現在の会計監査をこれ以上車輪を大きくすることは困難である。ましてその範囲を飛躍的に拡大することには無理がある。それは、必ずしも公認会計士と税理士の職域の摩擦の問題だけに

よるのではなく、中小企業自体の負担の増加からくる抵抗である。監査は、その結果の利用の仕方においては、より經營判断その他経営効率の向上にも役立つ。しかし、本質的には、監査は、積極的に会社の利益の増進に寄与するものではある。経営者の意を拘束する役割をもつ。監査の充実が自発的に行われるとは考え難い。しかも、行政上の規制は、監査をできるだけ純化し、監査人および関係者は、その会社における他の業務の遂行を妨げない限りは、監査を導入するほうがよい。そのための知識能力をもつ者がその任務を行うことになるとともに、その職務上の任務懈怠が負うほか(会社や第三者に対する損害責任を明定する資格剥奪を含む専門家としての責任(専門家の職業上の生命を絶たれるところが期待されるからである)。

監査役の設置を強制し、監査役の資格を会計専門家に限定する方針は、公認会計士登録された者から選任すべきものとする。同様に、監査役のうち一人、五人の正監査役のうち一人、補充監査役のうち一人は、公認会計士登録された者から選任すべきものとする。同

条三項は、その他の会社では、少くとも各一人の正監査役および補充監査役は決定の職業名簿から専門家に依頼する方が通例であることは困難であるたゞえ、監査役は必ずしも会社とのバランスや制度としての実効性を考慮すると、専門家にいるというよりは、他の会社で監査の小規模会社への導入を促進することがある。

この場合、上記のよう「監査」として、非適格者が無責任な証明をしてしまう。

この場合、当然公認会計士と税理士の職域の衝突が問題になる。大企業における会計監査人の職務は、改正後も公認会計士に委ねられるべきことは当然であるが、この場合、当然公認会計士と税理士の職域の衝突が問題になる。

この場合、公認会計士は、改めて公認会計士に委ねられることで、その計算の明確化は大きな課題とされ、その計算実現の基礎的条件として会計監査専門家による監査は、非常に重要な役割である。諸外国でも、その重要性は広く認識されている(一九七八年ヨーロッパ共同体理事会が採択したE.C.第四指令五一条一項は、原則として、有限責任の会社は、その国法律によって計算を監査する権限をもつ一人以上の者によつて、その年次計算が監査によって、その年次計算が監査によっては、その会社における他の業務の遂行を行なうためには、外部の会計専門家による監査を導入するほうがよい。そのための知識能力をもつ者がその任務を行うことになるとともに、その職務上の任務懈怠が負うほか(会社や第三者に対する損害責任を明定する資格剥奪を含む専門家としての責任(専門家の職業上の生命を絶たれるところが期待されるからである))。

これは、監査の本来の趣旨から背景にして、厳正な監査が行われることが期待されるからである。そのための知識能力をもつ者がその任務を行うことになるとともに、その職務上の任務懈怠が負うほか(会社や第三者に対する損害責任を明定する資格剥奪を含む専門家としての責任(専門家の職業上の生命を絶たれるところが期待されるからである))。

これは、監査の本来の趣旨から背景にして、厳正な監査が行われることが期待されるからである。そのための知識能力をもつ者がその任務を行うことになるとともに、その職務上の任務懈怠が負うほか(会社や第三者に対する損害責任を明定する資格剥奪を含む専門家としての責任(専門家の職業上の生命を絶たれるところが期待されるからである))。

これは、監査の本来の趣旨から背景にして、厳正な監査が行われることが期待されるからである。そのための知識能力をもつ者がその任務を行うことになるとともに、その職務上の任務懈怠が負うほか(会社や第三者に対する損害責任を明定する資格剥奪を含む専門家としての責任(専門家の職業上の生命を絶たれるところが期待されるからである))。

これは、監査の本来の趣旨から背景にして、厳正な監査が行われることが期待されるからである。そのための知識能力をもつ者がその任務を行うことになるとともに、その職務上の任務懈怠が負うほか(会社や第三者に対する損害責任を明定する資格剥奪を含む専門家としての責任(専門家の職業上の生命を絶たれるところが期待されるからである))。

これは、監査の本来の趣旨から背景にして、厳正な監査が行われることが期待されるからである。そのための知識能力をもつ者がその任務を行うことになるとともに、その職務上の任務懈怠が負うほか(会社や第三者に対する損害責任を明定する資格剥奪を含む専門家としての責任(専門家の職業上の生命を絶たれるところが期待されるからである))。

これは、監査の本来の趣旨から背景にして、厳正な監査が行われることが期待されるからである。そのための知識能力をもつ者がその任務を行うことになるとともに、その職務上の任務懈怠が負うほか(会社や第三者に対する損害責任を明定する資格剥奪を含む専門家としての責任(専門家の職業上の生命を絶たれるところが期待されるからである))。

これは、監査の本来の趣旨から背景にして、厳正な監査が行われることが期待されるからである。そのための知識能力をもつ者がその任務を行うことになるとともに、その職務上の任務懈怠が負うほか(会社や第三者に対する損害責任を明定する資格剥奪を含む専門家としての責任(専門家の職業上の生命を絶たれるところが期待されるからである))。

これは、監査の本来の趣旨から背景にして、厳正な監査が行われることが期待されるからである。そのための知識能力をもつ者がその任務を行うことになるとともに、その職務上の任務懈怠が負うほか(会社や第三者に対する損害責任を明定する資格剥奪を含む専門家としての責任(専門家の職業上の生命を絶たれるところが期待されるからである))。

これは、監査の本来の趣旨から背景にして、厳正な監査が行われることが期待されるからである。そのための知識能力をもつ者がその任務を行うこと

とすると、その会社における他の業務の遂行を行なうためには、外部の会計専門家による監査を導入する方が適切である。

これは、監



★一局複数会制の  
早期実現をはかる  
★税理士会の  
正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫



## 発行所

第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3  
郵便番号113 公認会計士会館ビル

電話(816) 3346

発行人 岡崎寿士(1部 100円)  
編集人 岡田一馬(年額 1,000円)

会員の購読料は会費に含む

## 目次

一頁…税理士の立場からみた小規模閉鎖会社監査の問題点  
二頁…歴史考察、迷語録、税の歴史から(31)

# 税理士の立場からみた 小規模閉鎖会社監査の問題点

## 再び稻葉論文について

### △中小企業監査報酬を低廉にすること るために税理士を起用すること

監査の責任は極めて重いものでないときは、過去に大手会社の倒産がおこり粉飾決算が発覚して、監査人が監査手続をまともに行なうのが実情である。

かまく不況が続いていると税理士報酬を引き下げる要求されたりするものが実情である。

そうかといつて監査の性格から

いつて資格者が自ら監査を行って

ることはできない。今まで税務に

関与していた会社を他の税理士に

監査をさせ、自分は税務だけに専

門的で税理士としての監査を依頼でき

る税理士たのもよくなり、監査会

念することができるか。被監査会

社からみると監査そのものにはメ

リットを認めない。だから会社側

は同じ監査と税務を行う専門家で

あるから從来と違つて、かなり

監査と税務ということになる。

そなると公認会計士と税理士

は攻撃的といわざるをえない。今

の改正も公認会計士としては内

心面白くはない。しかし、大局的

見地からすると、この問題は決し

て税理士とか公認会計士とかの問

題にとどまるものではない。

もししかりに監査のため特別試

験が実施されるとして税理士

の中にも小会社監査を行なう税理士

と税務のを行なう税理士ができる

べる。又、公認会計士との関係

は、從来の公認会計士は監査を行

う専門家、税理士は税務の専門家

との区分はなくなり、どちらも監

査と税務を行なうようになり、大会

き起すことになる。

又、公認会計士側からみると、

前回の税理士法改正時の付隨業務

に会計業務を入れたとき以上に、

税理士に監査をさせることにたい

し、公認会計士と税理士を一本化

する構想に一步近づいたとして危

惧の念を抱くことになる。

められるその他の監査手続を実施しなければならない。  
例えば、もっとも期間損益に変動を与える棚卸資産については、通常の監査手続として棚卸のと

き立合を行わなければならぬし

売上債権の回収可能性をみるため

には売上先には確認の手続をしな

ければならない。これだけでも大

きな間だし、その他の手続を

考える結果して責任を負うだけの

能力があるか心配である。

もともと会計帳簿を作成し、計

算書類を調整することこれにつ

いての監査を実施することは、別

のことである。会計ができるから

は会計的事実が真実な会計処理と

して会計帳簿に過不足なく記載さ

れいるかといふことにある。し

たがって、これをたしかめるため

には通常の監査手続と必要と認

められる

べき立合を行なわなければならぬし

売上債権の回収可能性をみるため

には売上先には確認の手続をしな

ければならない。これだけでも大

きな間だし、その他の手続を

考える結果して責任を負うだけの

能力があるか心配である。

もともと会計帳簿を作成し、計

算書類を調整することこれにつ

いての監査を実施することは、別

のことである。会計ができるから

は会計的事実が真実な会計処理と

して会計帳簿に過不足なく記載さ

れいるかといふことにある。し

たがって、これをたしかめるため

には通常の監査手続と必要と認

められる

べき立合を行なわなければならぬし

売上債権の回収可能性をみるため

には売上先には確認の手続をしな

ければならない。これだけでも大

きな間だし、その他の手続を

考える結果して責任を負うだけの

能力があるか心配である。

もともと会計帳簿を作成し、計

算書類を調整することこれにつ

いての監査を実施することは、別

のことである。会計ができるから

は会計的事実が真実な会計処理と

して会計帳簿に過不足なく記載さ

れいるかといふことにある。し

たがって、これをたしかめるため

には通常の監査手続と必要と認

められる

べき立合を行なわなければならぬし

売上債権の回収可能性をみるため

には売上先には確認の手続をしな

ければならない。これだけでも大

きな間だし、その他の手続を

考える結果して責任を負うだけの

能力があるか心配である。

もともと会計帳簿を作成し、計

算書類を調整することこれにつ

いての監査を実施することは、別

のことである。会計ができるから

は会計的事実が真実な会計処理と

して会計帳簿に過不足なく記載さ

れいるかといふことにある。し

たがって、これをたしかめるため

には通常の監査手続と必要と認

められる

べき立合を行なわなければならぬし

売上債権の回収可能性をみるため

には売上先には確認の手続をしな

ければならない。これだけでも大

きな間だし、その他の手続を

考える結果して責任を負うだけの

能力があるか心配である。

もともと会計帳簿を作成し、計

算書類を調整することこれにつ

いての監査を実施することは、別

のことである。会計ができるから

は会計的事実が真実な会計処理と

して会計帳簿に過不足なく記載さ

れいるかといふことにある。し

たがって、これをたしかめるため

には通常の監査手続と必要と認

められる

べき立合を行なわなければならぬし

売上債権の回収可能性をみるため

には売上先には確認の手続をしな

ければならない。これだけでも大

きな間だし、その他の手続を

考える結果して責任を負うだけの

能力があるか心配である。

もともと会計帳簿を作成し、計

算書類を調整することこれにつ

いての監査を実施することは、別

のことである。会計ができるから

は会計的事実が真実な会計処理と

して会計帳簿に過不足なく記載さ

れいるかといふことにある。し

たがって、これをたしかめるため

には通常の監査手続と必要と認

められる

べき立合を行なわなければならぬし

売上債権の回収可能性をみるため

には売上先には確認の手続をしな

ければならない。これだけでも大

きな間だし、その他の手続を

考える結果して責任を負うだけの

能力があるか心配である。

もともと会計帳簿を作成し、計

算書類を調整することこれにつ

いての監査を実施することは、別

のことである。会計ができるから

は会計的事実が真実な会計処理と

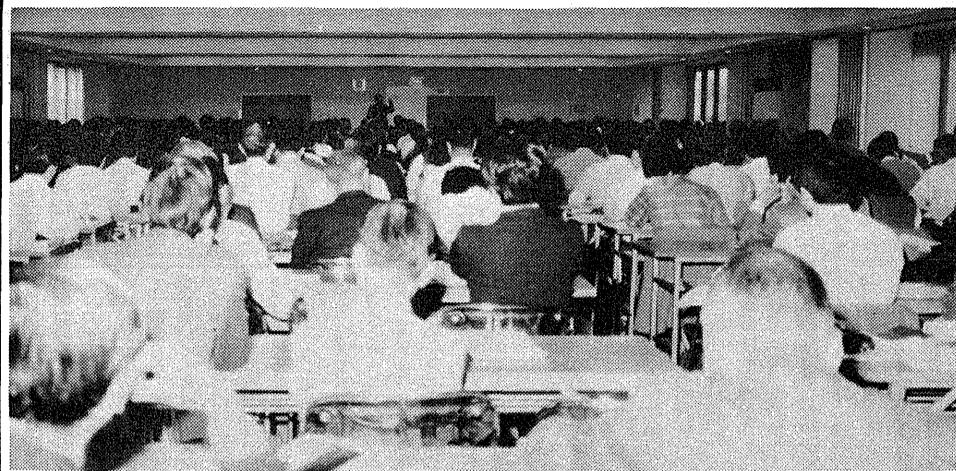
して会計帳簿に過不足なく記載さ

れいるかといふことにある。し









前回の盛況ぶり

税務実務上、法人税 基本通達はどう生きる やつておかなければな  
られないことは何か  
れていたか、新たなる 問題点は何か、年内に  
ここへ来て某建設会社 の話題に象徴される脱  
産等監査との接点の問  
題が山積しています  
、借地権、人件費、役  
員報酬、交際費、使途  
不明金、修繕費、資本  
的支出、退職金等特に  
同族会社をめぐる税務  
はいつも変わらず問題  
があります。また、最  
近の国際化の進展に伴  
い、外国税額控除制度  
についても大幅な見直  
しが行われました。本  
大研修会は一次から六  
次までの改正法人税基  
本通達が施行されて二  
年、その間に派生した  
生々しい種々の実例を  
踏まえ、かゆいところ  
に手の届くように、調  
査体制から正しい判定  
等の法人税実務を手ほ  
どきします。講師は定  
評の渡辺淑夫氏です。講師は定  
い。  
い。  
い。  
い。  
い。  
い。  
い。

開催日時	昭和58年11月12日(土) PM 1:30 ~ 4:30
場所	公認会計士会館 3階研修室 (交通機関) 文京区本郷5-18-3 TEL (816)3346 地下鉄丸の内線:本郷三丁目駅下車 都営三田線:春日駅下車
主な内容	1. 改正された外国税額控除の取扱いと問題点 2. 最近の同族会社課税における問題点 3. 交際費・使途不明金をめぐる諸問題 4. 借地権(個人・法人)課税その他の諸問題
講師	渡辺 淑夫 氏
会費及び定員	1名 ¥3,000円 (資料代含む。定員300名に達し次第締切ら せていただきます。)
申込先	第一税理士協議会宛 〒113 文京区本郷5-18-3 公認会計士会館内 TEL(816)3346 ・下記申込書に会費を添えて早目にお申込下さい。なお、電話による申込も受付ております。 ・なお、会費は現金書留か、第一勧銀本郷支店普通預金口座(No.1290861)、または、当日受付にてお願い致します。

(注) 講師への質問・講演内容の要望等がありましたら、前もって文書にて参加申込時に提出下さい。なお、当日渡辺氏の著書「新版 外国税額控除」(同文館)「新版 借地権課税の理論と実務」(財経詳報社)「法人税の考え方・読み方」(税務経理協会)等を特別価格にて頒布致します。

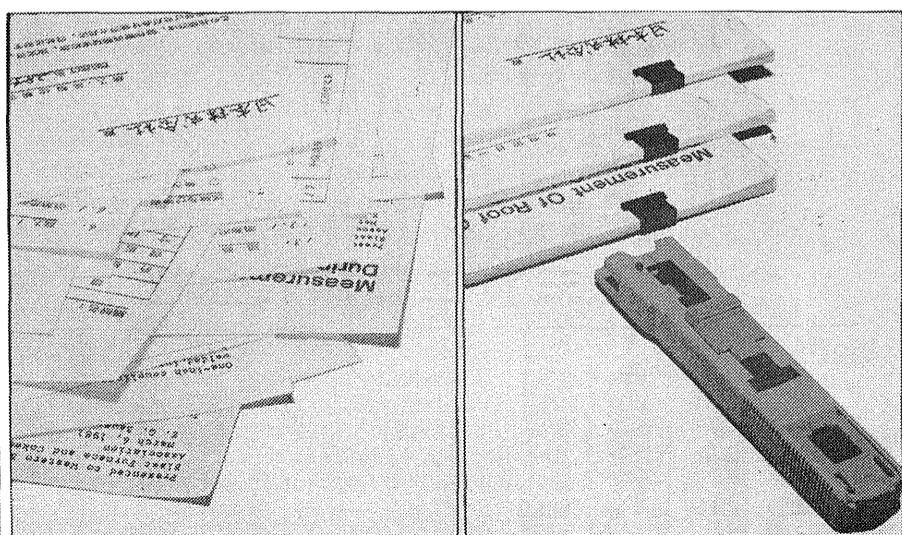
十一月十一日(土) 開催、奮ってご参加を!

# 法人税秋期大研修会

外国税額控除・借地権・交際費・役員報酬・使途不明金関連科目等を中心

実務に役立つ

## オフィスに広く浸透中=ガチャック整理学 消費者のニーズに応えて、ロング型が新登場

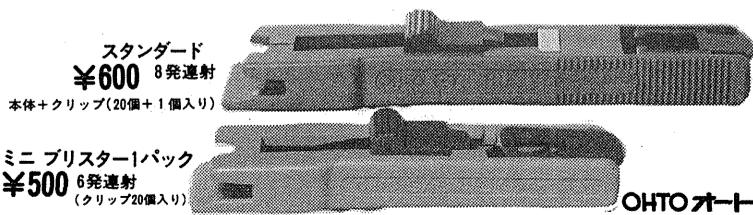


## オート GACHUCK 第3の綴じ具 ガチャック

ステープラーに良さとクリップに良さをあわせ持ち、オフィスの書類整理を変えたオートのGACHUCK。“ガチャック整理学”の名で人気急上昇中ですが、今回、消費者のニーズに応えてロングサイズのスタンダード型を新発売することになりました。改良された分だけ、使いやすくなっています。さらに飛躍的な売れ行きが予想されます。ミニとスタンダードを揃えて販売してください。

スタンダード  
¥600 8発連射  
本体+クリップ(20個+1個入り)

ミニ ブリスター1パック  
¥500 6発連射  
(クリップ20個入り)



OHTOオート

歷史考叢

豐臣家臣圖

竹中半兵衛と黒田官兵衛



路はほんならぬ夜や」とつぶやきながら、数珠と法衣を求めて瞑目したといわれる。多感な秀吉は一夜立ぎ明かしたといふ。思えば、秀吉の陣中に半兵衛在るときは陣中自ら重きをなし、將軍も何とぞ安んじて在りといわれたのであった。智略の袋と恃んだ半兵衛の才幹を、秀吉が如何に惜しみ、如何に期待していたかをうかがい知ることができる。

能を傾けて建築をするタイプであった。ところが官軍衛は、彼も相当の軍略家ではあったけれども、武将としての野心を持ち、あわよくば自分も天下を取りたいとの魂胆を持つていて、この点が半兵衛と大きく異なっている。後年秀吉にも康健にもこれを見破られていた。

サンコーそろばんワンタッチは、その良心的な品質と価格で、発売以来好評をいただいております。

スタンダード型、スピードイー型、エリート型も従来通り取り扱うておきまつのでよろしくお願ひ申し いばさす

また、新たに弊社の開発新製品といたしまして優秀な彫刻刀を登場させることができました。何卒よろしく御愛顧くださいますようおねがい申しあげます。

サンコーそろばん・生産・輸出入  
高級木工芸品

# 三貢工芸株式会社

本社 〒101 東京都千代田区内神田2-15-12  
東京営業所 〒101 東京都千代田区神田司町2-4 TEL.(03)251-1591  
福岡出張所 〒811-23 福岡県柏屋郡柏屋町上大隈644-10  
札幌出張所 〒061-21 札幌市南区真駒内緑町3-1-37  
                  緑マンションC405 TEL.(011)583-6725

★一局複数会制の  
早期実現をはかる  
★税理士会の  
正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

発行所  
第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3  
郵便番号 113 公認会計士会館ビル  
電話 (816) 3346  
発行人 岡崎寿士(1部 100円)  
編集人 岡田一馬(年極 1,000円)  
会員の購読料は会費に含む

目次

一頁…再び小規模閉鎖会社「監査」について一前号稻葉氏所見にたいし  
二頁…歴史考察、法人税秋期大研修会白熱、迷語録

質▼

△会計帳簿の作成と監査は異  
質▼

周知のこと、公認会計士は公認会計士法によって「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明することを業とする」となっており、税理士は税務を行ふことが本業であり、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行をするというのが業務範囲である。

公認会計士は、第一次試験において一般教養、第二次試験においても、監査となると問題なししな

△中小会社監査を税務と結合することの疑問▼

周知のこと、公認会計士は公認会計士法によって「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明することを業とする」となっており、税理士は税務を行ふことが本業であり、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行をするというのが業務範囲である。

公認会計士は、第一次試験において一般教養、第二次試験においても、監査となると問題なししな

△現実に即し筋をとおした監査  
拡充を▼

まず、稻葉氏は基本的視点が欠落していないかとして、特に監査は公認会計士の専門分野の壁門として守らなければならないといふ意識が強調になっているためクローバルな立場に立っていないのでないかと疑問を提起され、例として「中小企業の場合、個人の財産と会計の区分がなかなか困難であるため、これを一筆に計算の範囲と個人財産を個人財産としているが、これは中小会社だから計算の明確化をはからなくてよいかとも、代表者が個人保証個人財産の物的担保を外部に責任を負っているからそれで良いんだと云

つてもいい。現実を見ると一步一歩前進する施策を講じ、社会的混乱を失くしつつ改正していかが

かと、考えているのである。

基本的な立場として、昭和四十年商法改正以来の改正作業は、

正しいものとして支持しているのであり、今回の大小会社の区分

については、これまで企

業

会

計

学

は

い。

監査の実務経験したものとし

ては、会計帳簿を記録し、計算書類を作成することと、それを監査を創設するほうが未だ筋道がどおりのこととは全く異質のものといわれる見えない監査論という、

会計学とは別の領域が存在するこ

とから考へても異質性は明確だと

思われる。税理士は国家財政の適

正を確保のため、中正な立場に

たって納税者を指導するのであ

り、どこを探しても監査を行うと

して人員不足で別の制度を作ると

すれば(私としては反対だが)、小

商法、経営分析、会計学(税を含

む)に習熟していなければならぬ

。実際は、そんなことをするよ

りも、現在の公認会計士制度を拡

充して、若い人たちにもっと希望

をもたした制度として、質を落す

こと、などを監査を行なうと

して監査会員を増加させるこ

との方がよりベターである。

規格閉鎖会社独自の「会計帳簿適法作成証明」のための職業専門家

中小会社の税務は帳簿の記帳代行

まですることが多いからいう

が、ある。

い。大会社は記帳代行はないが、

と、もっと自己監査となる可能性

がある。

前回の本紙において、大会

社以外の会社への監査導入に反対

しているということを反論されて

いたが、決して中小会社の監査に

反対しているのではない。よく読

んでもらえば判るはずである。無

理に現在、税理士は監査を行なわせ

てまで中小会社に監査を実施する

必要はないし主張しているのであ

る。くり返し述べているように、

税理士と公認会計士は職責が違う

のであって、現時点ではそんな無

理をしてまで中小会社に監査を実

施する必要はないと述べているの

である。また、会社の計算の明確

化に全く税理士が役に立たない

こともいついて、法人税の申

告をする際に会社に代って帳簿を

作成し、計算書類を作成する。そ

れはそれで立派に役に立つてい

る。それを、一步踏みこんで監査

をさせるというから反対している

のである。税理士は今までおり、

申告書作成、税務代理、相談、計

算書類の作成を行い、公認会計士

は監査を行なえばよいのである。監

査の数が足らなければ、任意監

査として徐々に定着させることも

できる。税理士は今までおり、

監査の専門家でないものに監査を

行なわせることは監査の質を落す

ということはできないのではないか

と考える。監査あるとすれば、

それはならない理由がどうして

あるのか」と述べたことについて

は、税理士を監査に従事させてま

ければならない理由がどうして

あるのか」と述べたことについて

は、税理士を監査に従事させてま



- ★一局複数会制の  
早期実現をはかる
- ★税理士会の  
正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫



発行所  
第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3  
郵便番号113 公認会計士会館ビル  
電話(816)3346  
発行人岡崎寿士(1部100円)  
編集人岡田一馬(年極1,000円)  
会員の購読料は会費に含む

一頁} 年頭挨拶  
二頁  
三頁…閉鎖会社監査問題検査の  
　　ポイント  
四頁…川口菊夫副会長逝去  
五頁…歴史考察、税の歴史(33)  
　　迷謎録  
六頁…年賀名刺広告

明けましておめでたございます。年頭に際し会員の皆様のご健康とご繁栄を心からお祈り申し上げます。

さて今年も昨年に引き続き我が国を

取り巻く政治的、軍事的諸問題、

特に経済的にはアメリカの我國に対する軍事費の増額要求を始めとし、欧米西側諸国の自動車その他

の輸出規制の要求、さらに国内的



年頭所感

第一稅理士協議會

には景気の低迷による中小企業の倒産の続出するなかで、行政財政改革を至上命令とする政治的、経済的な困難、そのなかで実現が期待される、国民的要求とも云うべき減税問題等を考えると、何一つとして鋼鐵材料はなく、国民の耐久生活を引き強いられることは必定である。

このような環境のなかにあって、中、大手する監視ぼし活性化特に、に關する議論、闘争に及り、その論議検討が想定の後退に

且下進行中の第三次商法改正問題中、大小会社の区分とそれに関連する監査問題は各方面に反響を及ぼし活発な論議が行われている。特に公認会計士と税理士の職域に関する問題があるので、職域闘争に発展する危険をはらんでおりその論議は人所高所から慎重な検討が望ましい。しかし監査制度の後退につながる結論は絶対に避け

で、大小会社の区分問題も、ようやく問題の入口に差しかかったところですが、今後大いに研究の余地のある大問題であると思つて、います。この問題の焦点は何といつても、「監査」とは何かという命題」が問われているのである

で、大小会社の区分問題も、ようやく問題の入口に差しかかったところですが、今後大いに研究の余地のある大問題であると思つてあります。この問題の焦点は何といつても、「監査」とは何かという命題」が問われているのである

三、中・小会社に区分された  
社に対する、第三者としての詐欺  
業務を従来の会社の代理人に委託す  
ることによっては、制度としては  
盾した論理であります。  
ともあれ、第一税協・近税研  
いう任意団体は、国税局に対し

はありますので、友好団体として第一  
税協から声を掛けられねば大いに  
やる気を発揮することとします。  
以上はなほた木真衣の発言とな  
りましたが、一文の補助金も貢  
っていない当会は、会員の浄財に頼  
ゆるのに精一杯という今日この頃  
であります。現状のご報告と所信  
の一端をご披露して、ご批評を受  
けたいと存じます。

A black and white photograph of a rugged, dark mountain peak silhouetted against a bright, cloudy sky. The image is framed by large, bold, black, stylized Chinese characters at the top: '贺 正' on the right side and '84元旦' on the left side.

けなければならぬ、公認会計士協会としては的確なる判断と確たる信頼をもって対処して欲しいものである。

また、昨年の十月十一日をもつて通知公認会計士制度は廃止され「税理士法附則三七項適用者」を除き全員税理士会へ入会することになった。その結果税理士会内における公認会計士兼業税理士の数は倍増することとなるので、これを機会に公認会計士協会内における兼業税理士の組織化による団結の強化を計るべく協会本部においても「税務業務を行う公認会計士の対策プロジェクトチーム」を結成してその実現に努力しており、わが第一税協においても「一体化政策」に協力するために、自らの組織を発展的に解消することにやぶさかでないものであるが、今日までところ当協会における兼業税理士の一大となり兼業税理士の「一体化」ながら同等の進展を見ていない。われわれは今こそ協会が打つべき組織の強化を積極的に推進する絶好の機会であると同時にその必要性を痛感するものであります。これなまでは以後益々展開されるであろう税理士会の一部の者の運営不全な運動を阻止し独断專横による会務の運営を正常化するのも或いはまた、当協会の從来からの重点施策である「公認会計士正運動も画餅に帰するであろう。当然に税務が行える」という法律の第一税協は協会内の兼業税理士の大団結が実現するまで

現状を維持しながら組織の強化拡大をはかる所存であります。どうか從来通知公認会計士であった生方も小異を捨てて第一税協に入会下さることを歓迎いたします。後は兄弟である近畿税研と相携え、また税理士会内における友交団体と協調し公認会計士協会も税理士会も共存共榮を計り困難を極める我が國の経済発展に聊かたりとも寄与することができるなら幸いである。

## 近税研のきょうこのごろ

近畿稅務研究會



近畿税務研究会

一、近税研は創立者　故高田正康先生の創立にかかる团体で、大阪合同税理士会の会員で、公認会計士协会の会員のみで組織する任意の団体であります。

去る十一月には、大阪合同ビルの会場で坐る余地のない盛況の研修会を開きまして、担当者同様に心をよくしていきます。テー

マは、「借地権課税の問題点」で大坂国税局、相談官の意見を伺つことが出来、大いに参考となりまし

た。集まつた人たちは、京阪神の近税研の会員と近畿会の会員の九十九名でありました。

公認会計士といふ税理士といつても、税務に関する限りは同じ種類の仕事をしているのですから税務の延長線上に監査証明があるのな

どと思われます（簡易監査）といふ「仕事」の質の引下げを意味する表現が避けられても適法説明となると、税理士と公認会計士の仕事の区分がややこしくなってくるのは当然であります。

問題は、公認会計士でない税理士に仕事をやらせるためにはどうな

るのよなステップが必要なのかを、法務省に意見真申すことを最も肝要な手続きであります。

公認会計士といふ税理士といつても、税務に関する限りは同じ種類の仕事をしているのですから税務の延長線上に監査証明があるのな

どと思われます（簡易監査）といふ「仕事」の質の引下げを意味する表現が避けられても適法説明となると、税理士と公認会計士の仕事の区分がややこしくなってくるのは当然であります。

公認会計士协会が、あやまつた方へ向に解決されることがあれば、税理士会に対する意見は、公認会計士协会が三十一年の歴史を汚すことなどないものであります。

四、「税務監査は両立する」という稻葉參事官の意見に従うとしているが、現在の法定監査の該当会社によると、現在の法定監査の該当会社の税務顧問は一擧に、その職を棄められることがあります（それが無いこととなるおそれがある）といふことです。

●ニッカは再貯蔵(マリッジ)●  
ニッカのウイスキーは原酒をブレンしたあと、  
もういちど樽に戻して眠りにつかせます。  
これがマリッジ。原酒たちの結婚。  
この過程で静かに、原酒たちが溶けあって、  
理屈ではないまろやかさとマイカルさが生まれます。  
新登場のマイルドニッカは、特に再貯蔵に、  
時間と愛情を注ぎました。



こういう時代に、  
欲しかつた！

# MILD NIKKA

**新発売**  
2850円  
760ml

しかも「きのえ」と「ねど」の組合せたるや六十年に一回しに嗣つてこないといふ。六十周期で古来六十年毎にいつてもいわれて、甲子の年といふときもまた時代を劃するような事件が起つてゐるようでありまじ、なるほど私たちの業界におきましてもやら大きな地殻変動が起きそうな胎動を感じはじめております。

明けましておめでとうございま  
す。第一税理士協議会の役員、会  
員のみなさまには、佳い新春をお  
迎えになられましたことを心から  
お慶びいたすこととも、本年もま  
すますご健勝、ご発展をお祈り申  
し上げます。

昨年来、世界経済はようやく上  
向きを見せはじめ、年頭に際して  
も景気回復の明かるい予測が聞か  
れていました。しかしながら小規模  
企業にまで回復の影響が滲透する  
のはまだまだ先のことと思われ  
ますが、今年も引き続いだ関与先企業への  
経営全般にわたる適切な指導が必  
要であると考えております。

最近、コンピューターの急速な  
普及によって、会計事務所の在り  
方やその対応策など大きな課題と  
なりつつあります。たしかに今日  
では、単に会計事務所にコンピュ  
ータを導入し、関与先の会計を  
計算処理する、というだけでは時  
代の趨勢に取り残される情勢にあ  
るようです。一つにはコンピュー  
ターそのものの性能が日進月歩の  
早さで向上し、しかも価格が低廉化  
となり、一般社会が容易に設置でき  
るようになりましたことや、ソフトウ  
ェアの開発が進みまたパッケージ化  
して、全くの素人でも簡単に利  
用が可能になったこと、二つには  
企業経営者の世代交替期を迎えて  
コンピューターの導入に抵抗感

がなくなり、またそこで働く特に若い従業員は、少年期から生活を連れていこうとしてコンピューターに馴染んでおり、職場のニーズに応じて積極的にプログラムを組んでいくなど、コンピューター化の加速的普及の下地が既にできあがっている。目にわれわれ職業会計人は十分留意しなければならぬと考えます。今後このような情勢を背景に開催される企業のコンピューター化が進まずと一合会事務所が、企業のニーズに適切に対応できるかどうか、大変難しい問題を抱いています。その上、会計上の処理ばかりでなく、税法上の処理や申告書類の作成まで打ち出し可となつた会計士会

てあります、商法改正の問題にまで発展しかねないものをお内蔵しています。

昨年二月、法務大臣の諮問機関である法制審議会商法部会が、小会社法の制定を決定し、即日(今)社会小委員会を諮詢させて、鋭意検討にはいっていますが、第三次商法改正に関連して職業会計人制度の抜本的見直しが打ち出されきました。今後関係業界の間で大いに議論されることになるでしょうが、是非建設的な意見の交換に上つて、よりよい制度の実現を期したいと考えます。勿論計算士業界のなかにも意見がないわけではないのですが、

最後に、各位のご健勝と益々  
のご発展を心から祈念して年頭  
の挨拶といたします。

## よりよい制度の樹立を

## 年頭のご挨拶

税理士清流の会



明けましておめでたい御新年  
す。昭和五十九年の年頭にあたりまして第一税協の会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。昨年は、第一税協並びに会員の皆様によく常日頃我が税理士税務会議に対しまして温い理解と指導を賜り厚く感謝致しておりますことに共に、昨年行われました東京税理士会の役員選舉にあたりましては、心ならずも貴会に迷惑をおかけ致しましたことに對しまして

A black and white portrait of Dr. J. C. R. Licklider, a man with glasses and a suit.

新年のごあいさつ

木暮次郎元  
茂木会長

深くお詫び申上げますと同時に、今後は從前にも増して協調を維持させていただきたいと思って居りますので宜しくお願ひ申し上げます。

さて、本年は焦眉の重大課題として商法第三次改正問題が提起されており、なかなか一大小会社区分の最低資本制度の創設等は会社への外部監査制度の導入等は税理士界が強い関心をもつて改正作業の動向を注視しており、この点に関する考え方及び対応は貴

るものと思われます。

又更に本年は思いがけない問題事が起きた兼ねない情勢が予想されますが、貴会との連携を益々強化するので、貴会との連携を益々強化し共同の目的達成のため努力したい所存でございますので一層のご鞭撻ご指導をお願い申し上げます。

どうかこの新しい年が、貴会並びに会員の皆様方にとりましてますますのご発展とご繁栄の年になりますことを心から祈念致しまして新年のごあいさつと致します。

ようとするためには、一体何が  
手だてを講じたらよいのである  
か——そのため清流の会  
んな使命を果たすべきなのか  
そういう見方で、私も清流  
を見て頂きたいのであります

う方 虚心 やぶ  
と 現職  
し、補欠 うこ  
ままでに申 に新 巻き  
ます。昭和五十九年の新  
年、第一税理士協議会の  
謹んで新年のご挨拶を申  
ます。  
昨年の世界経済はアスメ  
景気回復に見るべきもの  
り、わが国の経済も緩やか  
に回復の兆しが見られ  
ましたが、長期的の  
停滞を一挙に解決する  
は至らず、多くの波瀾を  
まことに手をひくこと

# 年頭の 東京税理士会 会長 波

開催などに工夫をこらし、きめ細かな企画、実施を心がけております。本年はさらに税理士の業務の多様化に即した研修内容の充実強化を図っていく所存であります。

遠く昭和十七年の税務代理士法制定から四十余年を経た今、会員の高齢化傾向が続く中、会員の健康管理は会員個々の責任に帰結する訳であります。が、各種スポーツを通じて体力を鍛え、定期的な歴史・人間学

1万件の情報も、リヒトなら名前でも  検索。

検索時間は数秒。しかも操作は簡単。省スペースのリヒトオートファイルシステムです。

情報は揃っているのだけれど、捜すのに時間がかかる——。

リピオートファイルシステムは、こんな声にお応えした自動検索システム。最大7台で一万余件のファイル情報をマイコン操作で自動検索するOA時代の新しい情報管理システムです。検索時間は最大で読み取り4秒、取出し4秒。操作方法も簡単ですから初めての人でも気軽に操作できます。

- 使い良さを考えた親切設計
- 安全装置付きです。●現在ご使用の書類(最大A4サイズ)がそのまま使えます。●分類はコード(6桁)及び氏名など(12桁)で検索ができます。●従来の箱形ラックと比べスペースは $\frac{1}{2}$ です。

- 企業のカルテ管理●銀行・金融機関の各種預金元帳の管理●保険会社の契約原簿、保証書の管理●官公署の住民基本台帳、年金台帳印鑑票の管理●図書館の図書貸出入票の管理●工場の購買発注台帳、物品受払台帳、団面の管理●一般企業の人事記録台帳、健康保険台帳、掛出台帳、得意先台帳の管理●その他、各種経営資料、調査資料、技術資料の管理など



**リビト** リビト産業株式会社

本 京 札 仙 静	社 店 店 店 店	門540 門103 門003 門980 門420	大阪市 東区 勝人町 1丁目 3番地 東京都中央区 日本橋浜町 1丁目 5番 6号 札幌市白石区白石四条2丁目1番6号(北星ビル) 仙台市上杉1丁目1番30号(南館ビル) 静岡市 西草深 26(宝ビール)	□ (06) 942-2361 □ (03) 862-6911 □ (011) 831-2109 □ (022) 65-1271 □ (0542) 47-0702	名古屋 店 電460 豊島 店 電733 高島 店 電760 福岡 店 電812 名古屋市 中区 大須 1丁目 6番 13号 愛知県 丰川市 天満町 6番7号(岩崎ビル) 高松市 多賀町 3丁目 12番 10号(三和ビル) 福岡市 博多区 博多駅東1丁目1番30号(高田ビル) □ (052) 201-6821 □ (082) 293-8147 □ (0878) 61-1210 □ (092) 411-3225
-----------------------	-----------------------	--------------------------------------	--	---	---

## 討議資料

## 閉鎖会社監査問題のポイント

① 小規模閉鎖会社に対する法規制の見通しは、中小会社が遵守可能なものとするところ、そ

② 日税連の場合  
本年はまさにこの問題を避けて通れない。日税連には、法制審議会商法部会が開かれて、公認会計士協会、日税連からも参考人が出席し現時点における意見陳述をしており、年明けとともに討議は本格化するものと思われる。当面の見通しとしては早ければ二月頃の同部会で、それまでの主要各界の意見をまとめて、民事局参事官室から各界に意見照会をするという形をとる模様である。

したがって、その都度的確な対応をしていかなければならないのであるが、それにしても、閉鎖会社監査問題とはいかななる問題であるか、どういうことが自論まれているか等のポイントを大方が充分把握しないなければならない。それで意見を求めるべきは的確な対応ができないではない。本年度の討議の深化のために年初先づこの問題検討のポイントを箇条的に示してみよう。

## 当面における各界の対応

然、この改正意図は各界にセ

ンセーションをもたらし、公認

会計士協会、税理士会をはじめと

する各界は下部組織からの意見も

汲み上げつつプロジェクトチーム

などを結成してそれそれに検討態

勢に入ったのであるが、如何せん

未だ改正意図の段階では上も下も

的確な対応に至り得ないでいる。

それでも旧暦十四日に参考人意見

陳述をする必要上、公認会計士協

会と税理士会は急ぎ下部意見を

汲み上げ、一応の見解をまとめ

て十四日に臨んでいる。以下それを

挙げてみよう。

③ 東京税理士会の場合  
監査の範囲を拡大しないこと。

東京税理士会は日税連の下部組

織であるが、独自の見解を示して

おり、全国税理士会員の四分の一

の一万名以上の会員を擁している

だけだ、それは注目すべきことと

思われるので参考までに紹介して

ある。

④ 小規模閉鎖会社に対する法規

制の見通しは、中小会社が遵守

可能なものとするところ、そ

う。

① 監査役は義務監査を行わせ任

務をうつすとするもので箇条的にそ

れは次のようなものである。

以下、監査に関する部分に絞ってポイントを探って行くが、それは小会社区分立法の中でも最も大きな問題点の一つでもある。これは、商法の会計監査人適用会社以外の会社で一定規模以上の骨子を挙げてみると、

それは次のようなものである。

先ず今回の商法第三次改正を立

案する法務省当局の改正意図はど

ういものであるとか。改正の構

想は法制審議会商法部会がまとめたのであり、法務省はこれに基づき、各界の意見も参考にしてつ立

案するのであるから法務省担当官として個人的見解としながら、改正意図の骨子を発表している。

それは次のようなものである。

以下、監査に関する部分に

絞ってポイントを探って行くが、それは小会社区分立法の中でも最も大きな問題点の一つでもある。これは、商法の会計監査人適用会社以外の会社で一定規模以上の骨子を挙げてみると、

それは次のようなものである。

以下、監査役は義務監査を行わせ任

務をうつすとするもので箇条的にそ

れは次のようなものである。

以下、監査役は義務監査を行わせ任

務をうつすとするもので箇条的にそ

れは次のようるものである。

② 日税連の場合

の活力と成長を阻害されなくよ

うに配慮すること。

③ 東京税理士会の場合

の貸借対照表や損益計算

書が会社の財産および損益の状

況を正しく示しているかの意見

は間わない。これを「会計帳簿

と実記載の有無、貸借対照表およ

び損益計算

と改ざんの有無」などと称する。

④ 公認会計士の場合

の監査を受けない会社について

計算書類の信頼性を担保するた

め何らかの措置が必要であると

の意図は理解される。

⑤ 中小会社の場合

の監査を受けける側の中小会社の対

応は今のところ組織立ててい

ない

うかについても検討している。

⑥ 基本的な問題点

あるのか、具体的に何をもつて

本年における検討が活発化

していくわけであるが、その場合

は資本金、100万円を

として約20万社を考慮している

が、次のようなことが浮かぶ。

① 会計帳簿適法作成證明を受ける

会社の範囲を、法務省監事官

として改正意図に合致する効果

があるが、現在の監査役監査と

同様な形態化がないかどうか。

② 二〇万社に適正な監査が行わ

れたかどうかを、どこで担保す

るのか。

③ 会計帳簿適法作成證明の内容

が簡易な監査として行なうか

か、監査の適正化について

と心証を得ていないものを見

明するか、監査員がないもの

もある。

④ 公認会計士監査と税理士業務

の異質性も基本的な問題であり





浅見孝



# 謹賀 '84 新年



浅井新平

目黒区中町二二二三三一三  
電話(711)八七四四

有賀徳寿

台東区浅草六一三五八  
電話(873)七九八三

太田昌一郎

大田区池上六一八一  
電話(754)0041

岸本勝次

台東区向島四一〇一七  
電話(833)2461

進藤紀三

新宿区坂町一二  
電話(355)9430

田中佐門

台東区柳橋一九二九  
電話(862)0394

中野区上高田四一四一 電話(386)三五三六	浅見孝	謹賀 '84 新年	浅井新平
電 話(802)二二八一三	遠藤平治	海老美与治	有賀徳寿
港区六本木四一八一八 電話(404)〇八九二	宇津木三郎	電 話(353)一六〇四	飯沼清夫
台東区南千住二丁 電話(842)一四一三	岩村謙一	中野区中野一一五 電話(353)一六一五	石原光夫
電 話(910)八一三四	市川隆	電 話(353)一六一〇	磯崎勝
練馬区上石神井一 電話(843)〇六一四	岡田一馬	文京区小石川一三一 電話(815)三四五	千代田区飯橋二二一〇 電話(354)四四〇
電 話(874)七三一七	大盛広吉	朝日九段北一九一 電話(350)三三四八	足立区梅田七一 電話(886)八八二
兼山金刀毬	岡崎寿士	中野区千住柳町三一 電話(882)六二五	杉並区梅里一 電話(882)四二三一
電 話(910)八一三四	大堀雅三	足立区千住柳町三一 電話(882)六二五	太田昌一郎
下田友吉	木村久弥	中央区日本橋人形町 電話(666)三六〇三	大田区池上六一八一 電話(754)0041
電 話(874)七三一七	岸本勝次	電 話(993)五三一	大田区向島四一〇一七 電話(833)2461
高橋栄吉	新保太郎	練馬区豊玉上二一 電話(993)五三一	新宿区西大久保一 電話(357)五六三
電 話(370)二四七六	進藤紀三	電 話(357)五四二一	新宿区坂町一二 電話(355)9430
原島康雄	玉家義雄	電 話(666)二二六八	大田区久が原六一 電話(755)0371
江戸川区南小室一 電話(573)三六二一	田中佐門	電 話(755)0394	台東区柳橋一九二九 電話(862)0394
葛飾区堀切五 電話(602)五〇五一	和田新之助	電 話(755)0394	松木正輝
渋谷区代々木三一 電話(370)二四七六	高橋栄吉	新宿区住吉町一 電話(357)五六三	葛飾区西日暮里五 エル・アルカサル・四 電話(805)三二〇一
葛飾区柴又一 電話(607)二二六一	染谷孝太郎	諫佐市之丞	新宿区西大久保三一 電話(300)六二二一
葛飾区堀切五 電話(602)五〇五一	千正清夫	鈴木三男	新宿区西大久保三一 電話(300)六二二一
葛飾区堀切五 電話(602)五〇五一	関弘	住田光生	新宿区西大久保三一 電話(300)六二二一
葛飾区堀切五 電話(602)五〇五一	清水多四郎	佐々木秀明	新宿区西大久保三一 電話(300)六二二一
葛飾区堀切五 電話(602)五〇五一	島田百郎	三枝潮	新宿区西大久保三一 電話(300)六二二一
葛飾区堀切五 電話(602)五〇五一	島田百郎	斎藤久齊	新宿区西大久保三一 電話(300)六二二一
葛飾区堀切五 電話(602)五〇五一	橋本一雄	斎藤久齊	新宿区西大久保三一 電話(300)六二二一
葛飾区堀切五 電話(602)五〇五一	二村倍吉	永島徳造	新宿区西大久保三一 電話(300)六二二一
葛飾区堀切五 電話(602)五〇五一	二村倍吉	中島育広	新宿区西大久保三一 電話(300)六二二一
葛飾区堀切五 電話(602)五〇五一	吉本興一	長坂利正	新宿区西大久保三一 電話(300)六二二一
葛飾区堀切五 電話(602)五〇五一	吉本興一	土橋栄夫	新宿区西大久保三一 電話(300)六二二一
葛飾区堀切五 電話(602)五〇五一	若林恒雄	森山頼一	新宿区西大久保三一 電話(300)六二二一
葛飾区堀切五 電話(602)五〇五一	吉本興一	三輪三郎	新宿区西大久保三一 電話(300)六二二一
葛飾区堀切五 電話(602)五〇五一	吉本興一	宮崎敬之	新宿区西大久保三一 電話(300)六二二一
葛飾区堀切五 電話(602)五〇五一	吉本興一	丸山修司	新宿区西大久保三一 電話(300)六二二一

タフなペン先、スムーズな書き味――

タフなペン先、スムーズな書き味――

金属チップ

Pentel Super Ball

インキ色: 黒・赤・青・緑

一本¥100(メタリックブルー軸)

Pentel Super Ball

文具券



## 「適法証明」基準如何か。ポイント

### 稻葉参事官、桜友会研修会で回答

税理士桜友会主催によりて、二月六日銀座東邦生命ビルにおいて行われた第三次商法改正問題研修会には、本号一面に報じておる。会員の福葉参事官の講演があり、そのあと、あらじめ提出されており、福葉参事官の質問がござる。また、同会議部の質問書(一面掲載)に同参事官は次のように回答した。

以下「会計監査について」の各項目に対する同参事官の回答題旨を掲げてみる。

質問について、商法監査対象会社の資本金基準「五億円」は下げない。但し、公開会社及び東証・大証の上場基準に達している企業は五億円未満であっても公認会計士または監査法人の監査対象となることはいまだもない。

質問について、質問四と関連あり、公認会計士法も税理士法も改

正しない。商法で処理する。税理士は税理士法第一条に「独立公正の立場」と、他の条に「付隨業」が出来ることになつておる。

したがつて商法で認定すれば大丈夫。法務省令で補完する。そのよ

うに新しく商法の認定を要けるものであるから、從来の会計監査

とは当然ランクが違う。

一級、二級などだわらず、皆さ

うがくまでも「簡易監査」であ

る。公認会計士監査も残高監査

の段階から始まつておるの

から、この監査も徐々に時間、年

数をかけて確立していけばよい。

質問三について、税理士の地位が

上がつて権利が生ずれば、義務が

伴うのは当然である。責任をもつ

て行うのが制度であつて、責任

の裏付けのない制度なり得な

い。行うべきことを行っておれば

正の立場」と、他の条に「付隨業」が出来ることになつておる。

心配はない。税理士の行う「適法

証明」は残高監査のよしなもので、

会計監査からの反対が予想され

るが、前述したように、税理士に

その程度の「監査」で責任問題な

ど起つてならないだろ。

質問四について、当然、公認会計士

会の立場」と、付隨業

の立場を踏まえ、從来社会的相

格が商法に入れば担保されること

になり、税理士の地位が上がる。

したがつて「適法証明」の「監

査基準」をいかに作るか、ポイ

ントにならう。

なお、公認会計士法及び税理士

法を改正する意図はない。

質問五について、この回答は

「織本書簡」で織本会長が危惧さ

れていたことと同様であった

夫。法務省令で補完する。そのよ

うに新しく商法の認定を要ける

ものであるから、從来の会計監査

とは当然ランクが違う。

一級、二級などだわらず、皆さ

うがくまでも「簡易監査」であ

る。公認会計士監査も残高監査

の段階から始まつておるの

から、この監査も徐々に時間、年

数をかけて確立していけばよい。

質問三について、税理士の地位が

上がつて権利が生ずれば、義務が

伴うのは当然である。責任をもつ

て商法で認定するのであるから可

能である。

質問四について、当然、公認会計士

会の立場」と、付隨業

の立場を踏まえ、從来社会的相

格が商法に入れば担保されること

になり、税理士の地位が上がる。

したがつて「適法証明」の「監

査基準」をいかに作るか、ポイ

ントにならう。

なお、公認会計士法及び税理士

法を改正する意図はない。

質問五について、この回答は

「織本書簡」で織本会長が危惧さ

れていたことと同様であった

夫。法務省令で補完する。そのよ

うに新しく商法の認定を要ける

ものであるから、從来の会計監査

とは当然ランクが違う。

一級、二級などだわらず、皆さ

うがくまでも「簡易監査」であ

る。公認会計士監査も残高監査

の段階から始まつておるの

から、この監査も徐々に時間、年

数をかけて確立していけばよい。

質問三について、税理士の地位が

上がつて権利が生ずれば、義務が

伴うのは当然である。責任をもつ

て商法で認定するのであるから可

能である。

質問四について、当然、公認会計士

会の立場」と、付隨業

の立場を踏まえ、從来社会的相

格が商法に入れば担保されること

になり、税理士の地位が上がる。

したがつて「適法証明」の「監

査基準」をいかに作るか、ポイ

ントにならう。

なお、公認会計士法及び税理士

法を改正する意図はない。

質問五について、この回答は

「織本書簡」で織本会長が危惧さ

れていたことと同様であった

夫。法務省令で補完する。そのよ

うに新しく商法の認定を要ける

ものであるから、從来の会計監査

とは当然ランクが違う。

一級、二級などだわらず、皆さ

うがくまでも「簡易監査」であ

る。公認会計士監査も残高監査

の段階から始まつておるの

から、この監査も徐々に時間、年

数をかけて確立していけばよい。

質問三について、税理士の地位が

上がつて権利が生ずれば、義務が

伴うのは当然である。責任をもつ

て商法で認定するのであるから可

能である。

質問四について、当然、公認会計士

会の立場」と、付隨業

の立場を踏まえ、從来社会的相

格が商法に入れば担保されること

になり、税理士の地位が上がる。

したがつて「適法証明」の「監

査基準」をいかに作るか、ポイ

ントにならう。

なお、公認会計士法及び税理士

法を改正する意図はない。

質問五について、この回答は

「織本書簡」で織本会長が危惧さ

れていたことと同様であった

夫。法務省令で補完する。そのよ

うに新しく商法の認定を要ける

ものであるから、從来の会計監査

とは当然ランクが違う。

一級、二級などだわらず、皆さ

うがくまでも「簡易監査」であ

る。公認会計士監査も残高監査

の段階から始まつておるの

から、この監査も徐々に時間、年

数をかけて確立していけばよい。

質問三について、税理士の地位が

上がつて権利が生ずれば、義務が

伴うのは当然である。責任をもつ

て商法で認定するのであるから可

能である。

質問四について、当然、公認会計士

会の立場」と、付隨業

の立場を踏まえ、從来社会的相

格が商法に入れば担保されること

になり、税理士の地位が上がる。

したがつて「適法証明」の「監

査基準」をいかに作るか、ポイ

ントにならう。

なお、公認会計士法及び税理士

法を改正する意図はない。

質問五について、この回答は

「織本書簡」で織本会長が危惧さ

れていたことと同様であった

夫。法務省令で補完する。そのよ

うに新しく商法の認定を要ける

ものであるから、從来の会計監査

とは当然ランクが違う。

一級、二級などだわらず、皆さ

うがくまでも「簡易監査」であ

る。公認会計士監査も残高監査

の段階から始まつておるの

から、この監査も徐々に時間、年

数をかけて確立していけばよい。

質問三について、税理士の地位が

上がつて権利が生ずれば、義務が





計監査人監査が外部監査人監査を強制し、有限会社にはこれを適用しないとするものである。従つて、少なくとも外部監査の有無に専者社は株式会社への組織変更を強制される。

C案は、北沢正啓委員の意見であり、B案と同様に、株式会社を名称の点では区別せず、最低資本金を低く定め、法規制の実質的分化を図るが、反面、A案と同様に一定規模以上の会社に外部監査を強制しようとするものである。

ところで、A案を採った場合、公開会社の地位を選択したものに会計監査監査が適用されることになるが、現行基準の実質的切り下げとなり、また、公開会社の名称を選択したものが、企業活動面でその名称を使用することが一般化すると、事実上、名称の面での差別を生ずることになるおそれがある。それに、なによりも二千五百万社程度の会社を対象とした外部監査では、地域によっては税理士による監査への途が拓かれず、更に資格限定へと発展する可能性があるという難点もある。これはC案を採つても同様である。結局、会社のすべてを対象とした全面的実施の可能性という将来の展望をも包含しながら、同時に、段階的に適用において現実的に対応できるB案を基礎とした本構想の立場が最も妥当と思われる。

第二に、株式会社について最低資本金を法定すべきでないという従来からの税理士業界の主張を維持すべきものとするが、有限会社の最低資本金の定めがある以上、株式会社については何をもつて有限責任利用の対価とすべきかの問題が生ずる。この点からも、本構想を見られるようだ。B案と同様、中小閉鎖的株式会社と有限会社との基本的な差異を、外部監査制度強制の有無に求めるとが妥当と思われる。もちろん、有限会社自体についても、最低資本金の現行基準の再検討は避けられないであろうが、同時に、「立法の問題点」にも示されるような経営者責任の強化を認めること

規格化したものの、反面、A案と同様に、株式会社への組織変更を強制されることはなくとも、外部監査の有無に拘らず、本質的な意義が求められるのである。そこで、A案を採った場合、開業会社の地位を選択したものに、B案と同様に、株式会社を選択せば、最低資本額の点では区別せず、最低資本額を低く定め、法規制の実質的分類を図るが、反面、A案と同様に、規定規模以上の会社に外部監査人を強制してやることとするものである。C案は、北沢正啓委員の意見で、開業会社は存在しないものとして、一定規模以上の有限会社を規格化したものの、反面、A案と同様に、株式会社への組織変更を強制されることはなくとも、外部監査の有無に拘らず、本質的な意義が求められるのである。

うとする不健全企業のいわば漏まりとなるないような配慮することが肝要であろう。有限責任制を基礎とする会員の要請が強く、仮にこれを容れることにならう。これで、A案は、本構想は、外部監査強制の基準では高まらずさうめんみどりある。当初からA案の立場を是る」と、そこで基準をそのままのままで容れるべきではない場合で、A案は、人会員の要請の加重にほかならないと考えられるためである。

第三に、最低資本金法規への会員の要請が強く、仮にこれを容れることにならう。これで、A案は、本構想は、外部監査強制の基準である資本金500万円以上または1000万円以上を経置での対応をも含めて、最低基準として受け容れ地を残している。しかも、こと「当面」という一応の基準で、から、税理士業界における問題に関するその後の討議の結果て、A案の基準にまで後退してしまったという方向と、反対に基準の引き下げを求めるといふ両面での可能性をもつたものについてはいる。

おそらく、A案が外部監査用対象として二十万社程度を想定しているのは、最近の稲葉論文(事務官1000号参照)に見るようだ。税理士が会計帳簿帳代行を行っている部分については自己証明できないなどによる新たに主張しておられるとも関連しあう。前記の会計監査では、これらの部分が事業監査されることになると思われる。しかし、本構想は、記帳代行業務をするように、記帳代行業務を事業している会社についても、自己証明をすることができる。しかしながら、本構想は、立場を採っており、同様に場に立つ公認会計士協会の前回であつた中瀬氏の論文(産業経験)をも有するものとして、B案の場を基礎とした本構想が採らるべきであると想える。

### 三 制度の概要について

それでは、次にいわゆる外部

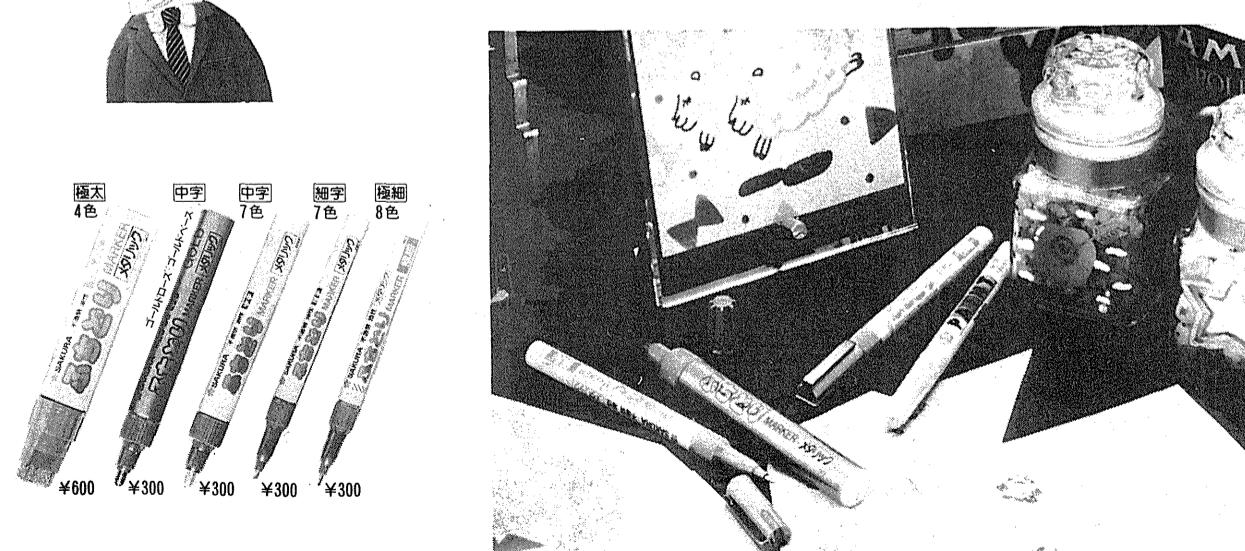
査ないし会計帳簿の記述が問題点は、単に「不実記載並びに貸借計算書及び付属明細書」である。この点に関して、制度として、どのように実現すべきかが問題となる。会計帳簿の記述は、原則として、定期的に監査の実施によって確認されるべきである。しかし、現状では、監査の実施が行われておらず、会計帳簿の記述が不正確である可能性がある。したがって、監査の実施を強制する制度が必要である。

による証明に際しての知識・能

きことを定めたもの  
者による適法意見表  
て、合理的な基礎を  
を実施する必要性を  
あるが、通常的には、  
事情がない限り、提  
性に関する確認書を  
で足りることになら  
そのような事情が生  
会社に対し必要な  
求めることができる  
れていなければ注意  
ことが困難となる。  
よが権限を付与し  
が実際に行使され  
とも、会社に対する  
地位の強化をもたら  
あう。ただ、一方  
ののみを定めると  
の問題が生じたときは、  
協調性にかけるうら  
相互の意見交換に  
疎遠をはかる必要性  
である。

# ふちどり文化

今や街には ふちどり文字がいっぱい。



ふちどり文字が書ける。  
極大から極細まで大きさ4種類。

SAKURA 不透明油性  
ふちどり MARKER メタリック

紙などの吸収面に書けばふちどり文字が楽しめ、ガラス、プラスチックなどの非吸収面に書けば、メタリック調のカラフルな文字が楽しめます。

株式会社 サクラクレパス

